

三重県子ども条例の改正について

1 経緯

これまで、こども政策検討会議（5回）やこども会議（17グループ）を開催し、子ども当事者や当事者の支援を行う関係者等の意見を聴きながら、条例改正について検討を進めてきました。

令和6年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で最終案を説明したところですが、その際にいただいた意見をふまえつつ庁内検討をさらに進め、改めて、[資料2](#)のとおり、最終案として取りまとめました。

2 主な変更点

改正条例案（12月常任委員会時）からの主な変更点は以下のとおりです。

【前文】

- ・「権利を守る」を「権利を保障する」に変更。
- ・子どもを取り巻く現状（課題）について、児童虐待、いじめ、貧困など困難な状況にある子どもだけではなく、全ての子どもが、この条例は自分に関係があると感じることができるよう、記載を変更。

【基本理念（第3条）】

- ・第1号から第4号に掲げる事項をはじめとした子どもの権利を保障することを基本理念として明記。
- ・第1号から第4号の主語を「子ども」に統一し、子どもにわかりやすい表現に変更。
- ・第3号の「子どもが自分に直接関係のあることに意見を表明することができる」を「子どもは、自分の意見を表明することができる」に変更。
- ・第3号の「その年齢及び発達に応じて、多様な社会的活動に参画することができる」を「多様な社会的活動に参画することができる」に変更。
- ・第4号の「子どもは、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され」を「子どもは、その意見が尊重され」に変更。

3 今後の予定

令和7年 2月 議案提出
3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（議案審議）
公布